

鹿嶋市

空き家対策

株式会社サイネックス

空き家を
相続しました

管理するのに
お金も手間も
かかり
そうだし

手続きとか
難しそうね

相続した
空き家を
上手にいかす
方法を
教えます
にゃ〜! 🐾

空き家リポーター
「りのにゃ〜」



買取実績 地域NO.1を目指して!

査定
無料

家具引取
可能

引渡時期
自由

現況で
引取

仲介手数料
不要

他社より
高く買取り

秘密
厳守

どんな物件でもお問い合わせください!

中古住宅高価買取中!! 大野地区大歓迎

家財道具の処分も承ります!!

買取
フォー
ム



お問い合わせは下記フリーダイヤル
または買取フォームコードからアクセス

0120-088-548

大和ハウジング株式会社

〒311-2221 茨城県鹿嶋市荒野1533-179

■宅地建物取引業免許:茨城県知事(5)6006号 ■建設業許可:茨城県知事(設-22)第028853号 ■全国宅地建物取引業保証協会会員 ■二級建築士設計事務所登録:茨城県知事第B4313(1704)号 ■公正取引協議会事業者

もくじ | Contents |



Chapter 1 「空き家」 放置していませんか? 2	Chapter 7 売却のこと 12
Chapter 2 空き家について 考えてみましょう! 4	Chapter 8 賃貸のこと 13
Chapter 3 空き家にしないためには .. 6	Chapter 9 解体のこと 14
Chapter 4 空き家を所有 することになったら 7	Chapter 10 鹿嶋市補助金について ... 15
Chapter 5 空き家を管理 する場合には 8	Chapter 11 空き家バンク 16
Chapter 6 空き家を管理 できない場合には 10	

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

鹿嶋市 空き家対策

令和5年5月発行

無断で複製、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

発行/制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 水戸支店
〒310-0803 茨城県水戸市城南2丁目9番12号
TEL.029-224-3070

※掲載している広告は、令和5年3月現在の情報です。

広告

RC造などどんな建物の解体もおまかせください

狭くても入りづらくてもOK!

小岩井の熟練した技術とチームワークで

お客様の「困った」を解決いたします

自社重機を複数台
所有することで
解体作業を
安価で丁寧に

不用品回収
遺品整理も
お任せください

有限会社小岩井 TEL090-3345-9469



「空き家」放置していませんか？

空き家とは …家主の不在が常態化しており、住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

🏠 どうして…空き家放置のリスク

市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「**鹿嶋市空家等対策計画**」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。

空き家を放置すると危険がいっぱい

- 隣地・道路への樹木の越境
通行の妨げ
- 土台や柱の腐食や亀裂
倒壊・崩落の危険
- 屋根瓦や外壁の劣化やズレ
落下・飛散事故の恐れ
- 窓ガラスの破損や扉の損傷
不法侵入・不法滞在
- 雑草の繁茂や落ち葉の飛散
害虫・害獣の繁殖
- ごみや可燃物の放置・散乱
不法投棄・放火のリスク

空き家の管理責任は**所有者**にあるにや~!

う~ん 考えてもみなかったわ… 教えてくれてありがとう

広告

株式会社 一工業

- ◆足場工事一式
- ◆鉄骨組立
- ◆仮設工事一式

お気軽にご用命ください
従業員随時募集

鹿嶋市旭ヶ丘 2-11-4 TEL0299-83-8566 (代)

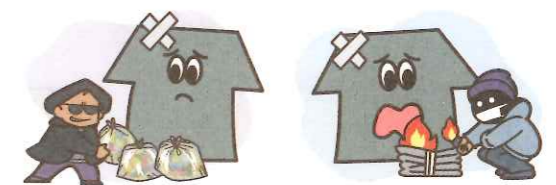
🐱 その他にも… 景観悪化や苦情

長時間の放置は、街並の調和を乱し近隣に迷惑をかける恐れがあります。
近隣とのトラブルを避けるためにも、適正な管理は欠かせません。



🐱 悪質な 犯罪の誘発

放火による火災や不法侵入・不法投棄などが懸念されます。
また、空き家出火の原因は、ほとんどが放火によるものと言われています。



🏠 管理不全な空き家の問題点と解決方法

- 1 不審者が侵入する**
不審者が侵入することで、犯罪の温床となったり、建物に放火されてしまうといった危険があります。玄関や窓の施錠の確認など定期的な見回りが必要です。
- 2 ゴミを捨てられる**
ゴミを捨てられることにより異臭が発生し、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。定期的な見回りが必要です。
- 3 動物や害虫のすみかになる**
動物や害虫がすみつくと、建物にはシロアリなどの被害が出たり、動物の糞や死骸などにより、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。玄関や窓の確認、敷地内の管理などの定期的な見回りが必要です。
- 4 屋根瓦や窓ガラスが落下して、通行人などにケガをさせてしまう**
老朽化による建物の倒壊、建材などの飛散
建材が風などで落下し、周辺の建物や通行人等にケガをさせてしまうと、損害賠償を請求される恐れがあります。定期的な見回りを行い、破損等を発見した場合には、補修をするなど適切な管理が必要です。
- 5 樹木や雑草が生い茂り、隣地や道路へはみ出し、通行などの障害となっている**
隣地へ樹木などがはみ出すと、周辺住民へ迷惑をかけてしまったり、道路へはみ出すと見通しが悪くなるなど、通行へ支障をきたしてしまうおそれがあります。定期的な見回りを行い、特に樹木が成長する夏の時期は、手入れをするなどの適切な管理が必要です。



広告

解体工事はミヤザキにおまかせください!!

住宅・アパート・物置・倉庫・店舗・工場等

見積無料! まずはお気軽にご相談ください!

適正価格にてご提案

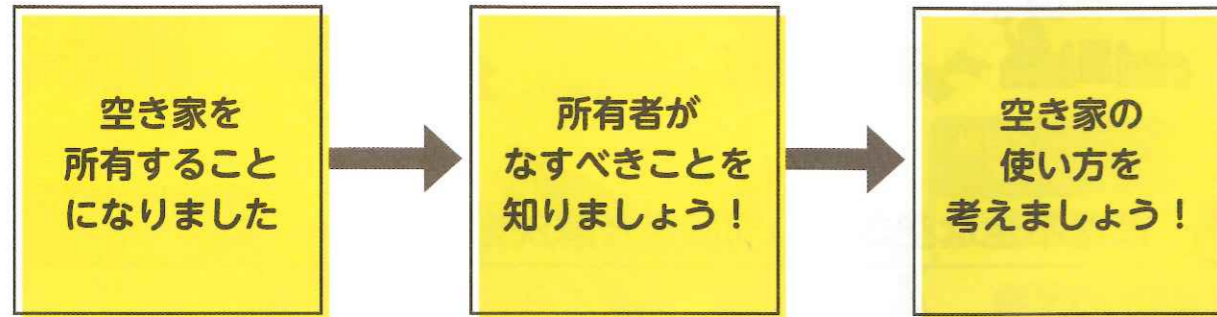
安心 安全 丁寧

株式会社 **ミヤザキ** 〒314-0021 茨城県鹿嶋市粟生2255-8 E-mail:info@kmiyazaki.co.jp
☎0299-95-9511(代)・FAX0299-95-9513

空き家について考えてみましょう！

空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは何ですか？



知らないことが多いわ！



空き家の所有者には管理責任があります！

空き家を放置し続けると倒壊、火災等の危険性や防犯、衛生上の課題も生じます。
 空き家の所有者には法的にも管理責任があります。

P2, 3参照

家財処分、相続、税金等について知りましょう！

空き家の使い方を決める前に、家財の処分、相続手続き、所有及び売却に関わる税金等について理解を深めることが重要です。

P7, 11参照

当面
そのままにする

適切な管理を！

当面はそのままにする場合でも、いずれは活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)ときのために、適切な管理が必要です。

P8, 9, 10, 11参照

取り壊す

壊すことも管理の一つ！

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもご検討ください。

P14参照

貸す
売る

有効に活用しましょう！

空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。
 併せて、改修や契約について考えることが重要です。

P16参照

広告

茨城県知事許可(特-29)第183

土木・とび、土工・舗装・水道施設・管工事業

総合建設業
株式会社 サンワ興業

住所 鹿嶋市神向寺129
TEL 0299-82-7960 FAX 0299-82-7984

広告

総合建設業・土木工事一式

株式会社ヨシケン

YOSHIKEN inc. 代表取締役 根本 茂

TEL.0299-82-3201 茨城県鹿嶋市宮津台4757-7

空き家にしないためには

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。



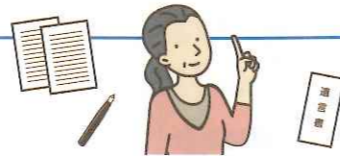
現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



意思表示をしておこう。

誰に家を引き継いでもらいたい意思表示をしておきましょう。残された家族が相続で悩んだり、争うことがないよう、家族と話し合いを進めておきましょう。また、相続人がいない場合には、遺言書によりお世話になった人へ資産を遺すことも可能です。



困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。



空き家に関する相談窓口

空き家に関する相談への対応

空き家に関する相談は、「利活用」と「適切な管理」の二つのタイプに分けて対応します。特に、空き家の利活用の観点から、所有者等の転出・死亡・入院等により空き家が発生した時点で、利活用等の相談を受ける体制を関係課と連携して構築し、早期に空き家バンクへの登録を促します。また、管理不全の空き家の相談内容は多岐にわたることから、庁内の関係課、協議会及び関係団体と連携・相談し、対応するとともに、対応内容については、経過等について記録し、関係課で共有します。

相談窓口 都市計画課 住宅係 TEL 0299-82-2911

広告

エネルギーや住まいのお困り事、
ご相談はエネクルにお任せください！

EneCle エネクル

株式会社エネクル エネクル鹿島
茨城県鹿嶋市宮中4680-177
TEL (0299)85-2811 <https://enecle.com/>



エネクルイメージキャラクター
アンタッチャブル 山崎弘也

空き家を所有することになったら

相続登記をしよう。

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょう。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順①

必要な情報を収集しよう。

- 固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得→各市町村にて
- 相続人確定のための戸籍を取得→本籍地の市町村にて
- 空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得→法務局にて

手順③

申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順②

相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。

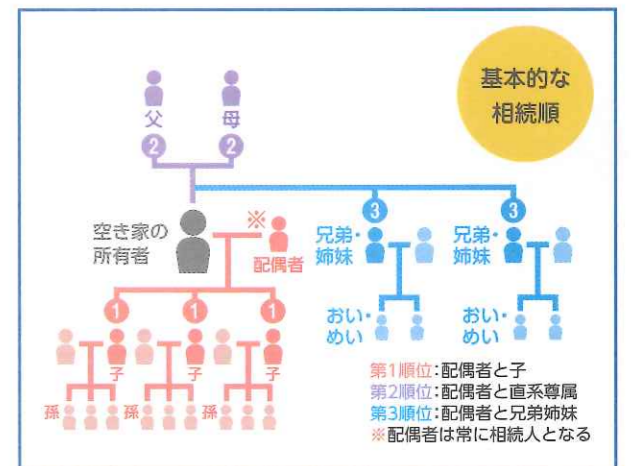
手順④

法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します。

相続はどうなるの?(法定相続について)

基本的な相続の順番は、右図のようになります(法定相続)。遺産は、まず第1順位の相続人に相続権があり、子がいない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

- 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。
- 相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
 - 遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければなりません。
- 正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。



広告

無料相談受付中 ご自宅訪問もOK!

空き家の相続手続き

にお困りの方は私にお任せください

鹿嶋市鉢形 1526-17 サンポート別棟2階

行政書士佐藤信成事務所

☎0299-90-2160

空き家を管理する場合には

近隣に迷惑をかけないようにしよう。

空き家は定期的な点検と管理が大切です!

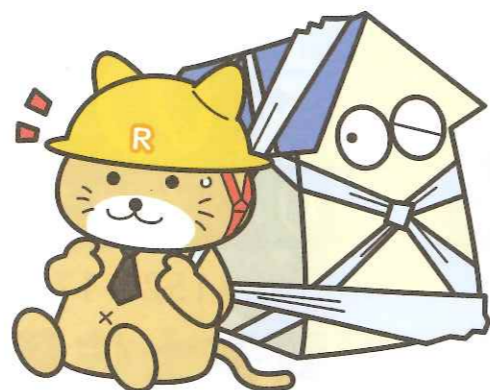
人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。
次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。
また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 換気扇の運転	建物を傷めないためには、 できるだけ頻繁に行いましょ う
	通水(3分程度)	各蛇口の通水 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよ う念入りに行いましょう
	敷地内清掃	敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	草取り、越境している枝やツルの剪定 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	すべての部屋に雨漏りがないかチェック	大雨や台風、地震のあとは 必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	建物に傷んでいるところはないかチェック	
	設備の傷み	水漏れなどがないかチェック	

※点検は次頁のチェックシートも参考にしてください。



空き家の傷み具合チェックシート



定期的に
点検
しましょう

外部まわり

- 屋根
 - ・屋根材の異状
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)
- 軒裏
 - ・軒天材の異状
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)
- 雨とい
 - ・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ
- 窓・出入口ドア
 - ・ガラス、建付けの異状
(割れ、ヒビ、開閉の
不具合、傾き、施錠の不具合)
- バルコニー
 - ・床材、手すりの異状
(破れ、虫食い、腐朽、反り、
たわみ、さび、ぐらつき)
- 外壁
 - ・外壁材の異状
(汚れ、色あせ、さび、苔、
ハガレ、ヒビ)
- 擁壁
 - ・水抜き穴の詰まりの有無
・ひび割れの有無
・目地の開きの有無
- 塀
 - ・塀の異状(汚れ、傾き、崩れ)
- 家まわり
 - ・樹木、雑草の繁茂
・害虫、害獣の発生
- 土台・基礎
 - ・基礎、土台の異状
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、
虫食い、蟻道)

内部・設備

- 天井
 - ・天井材の異状
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)
- 壁
 - ・壁材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)
- 床
 - ・床材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き)
- 室内ドア・障子
 - ・建付けの異状(開閉の不具合、傾き)
- 設備
 - ・給水、排水の不具合
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)

広告



鹿嶋市上下水道指定工事店

- 住宅設備機器設計施工 ●水道施設工事・管工事
- 合併浄化槽工事 ●土木工事・舗装工事
- プロパンガス販売 ●水まわり・リフォーム工事

株式会社 小堤工業

代表取締役 小堤 健一郎

〒311-2212 鹿嶋市大字角折1488-1

☎ 0299-69-3489・0116 FAX 0299-69-1266

空き家を管理できない場合には

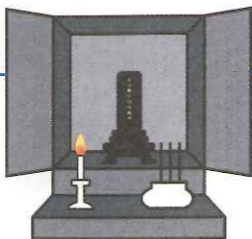
空き家の売却、賃貸を検討しよう。

今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。

売却・賃貸の準備 家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



売却・賃貸の検討 不動産業者に相談しよう。

●売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

●賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P6参照

売却・賃貸が困難な場合 解体を検討しよう。

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。

土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P6参照



売却・賃貸のヒント

- どの不動産業者に相談すればよいかわからない場合には？
空き家周辺の地元不動産業者に相談してみても…
- 売却するのに費用負担が難しい場合には？
解体費や測量費などを含む売却を不動産業者に相談してみても…
- 狭小土地や接道不良土地で売却が難しい場合には？
隣の家に買ってもらえないか提案してみても…
- 空き家所有者が認知症の場合には？
成年後見制度の利用を検討してみても…
- 借地で空き家が売却できない場合には？
借地契約を延長して賃貸を検討してみても…
- 古くて貸せるか悩んでいる場合には？
固定資産税相当分の家賃で賃貸できないか不動産業者に相談してみても…
- 耐震改修済み、リフォーム済みをアピールする場合には？
建物状況調査を実施し、安心R住宅※として売却を検討してみても…
※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅(中古住宅)のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する仕組みです。



相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局)の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



空き家や空き地を譲渡した場合の税制優遇

① 空き家の譲渡所得の3,000万円控除

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。※税務署で控除の申告をする前に、「被相続人居住用家屋等確認書」の申請が必要です。申請の窓口は、市役所の都市計画課になります。

② 低未利用土地等の譲渡所得の100万円控除

空き家や空き地、空き店舗などの属する土地で500万円を超えない範囲の価格で売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から100万円が控除されます。※税務署で控除の申告をする前に、「低未利用土地等確認書」の申請が必要です。申請の窓口は、市役所の都市計画課になります。

空き家に関する相談窓口 P6参照

広告

中古住宅他店より高く買います

特に旧大野地区買い取り強化中・無料査定(秘密厳守)



大和ハウジング株式会社

鹿嶋市荒野1533-179

TEL 0299-90-4888

宅地建物取引業免許:茨城県知事(5)6006号



広告

土地

建物

管理

保険

住宅情報 住まいる

平和保険センター

<http://www.sumairu.co.jp>



平和商事株式会社 神栖市神栖1丁目4番35号 TEL 0299-92-3668



7 売却のこと

メリットは? デメリットは? どう売の~?

🏠 メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避



🏠 デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性



専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)

所有者 不動産業者



- ① まずは不動産業者に相談**
売却条件をざっくりばらんに相談
- ② 物件調査**
売却予定物件を調査します
- ③ 価格査定**
物件を査定した価格が提示されます
- ④ 媒介契約の締結**
売却を依頼します
- ⑤ 広告**
販売活動を行います
- ⑥ 売買契約の交渉**
購入希望者と契約条件を交渉します
- ⑦ 売買契約の締結**
契約条件など合意ができたなら契約
- ⑧ 売却**
売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します

8 賃貸のこと

メリットは? デメリットは? どう貸すの~?

🏠 メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる



🏠 デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる



専門家が一緒に考えます(相談から賃貸までの流れのイメージ)

所有者 不動産業者 建築士等



- ① まずは不動産業者に相談**
物件の調査も行います
- ② 物件調査(リフォームする場合)**
▶ リフォームを行わない場合は④へ
・賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
・計画が決まれば、見積書を作成
- ③ リフォーム**
見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼
- ④ 媒介契約の締結**
賃貸の仲介を依頼します
- ⑤ 賃貸契約の締結**
不動産業者の仲介により入居者と契約
- ⑥ 賃貸開始**
所有者が、建物と入居者を管理するのか?
不動産業者をお願いするのか?
相談してください

広告

空き家の売却・査定 ご相談ください!

お困りの空き家や土地、相続不動産
買取致します。

カシマデザイン合同会社

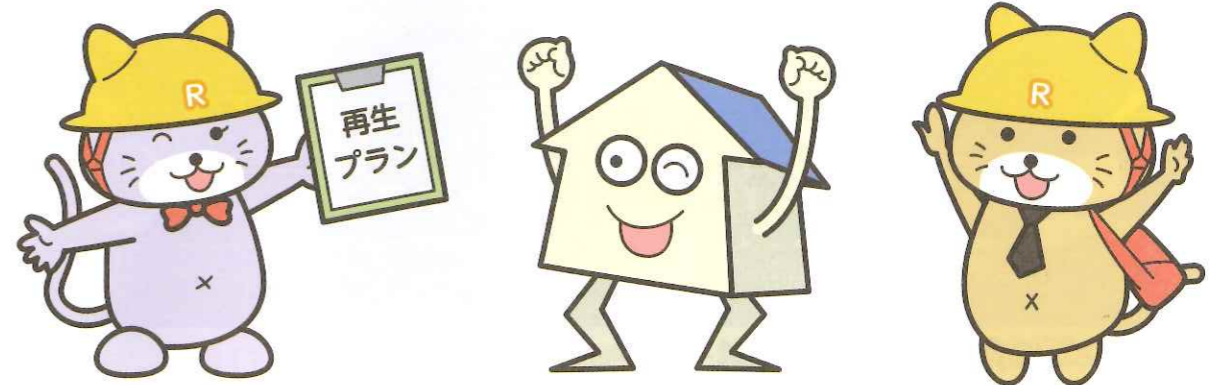
TEL: 0299-77-5955

営業時間: 9:30~17:30

定休日: 日曜日・祝日 / 年末年始、夏季休暇

FAX: 0299-95-7058

お問い合わせはこちら



解体のこと

空き家の解体のメリットは?デメリットは?

メリット

- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が不要



デメリット

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある



解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。



解体後の土地利用も一緒に考えます

専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)

所有者 建築士等

① まずは解体業者に相談

見積り依頼を行います

② 物件調査

現地調査します

③ 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します

④ 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し契約します

⑤ 工事準備

施行計画や近隣対策などを行います

⑥ 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具などの移動や処分

⑦ 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう。(解体業者が代行される場合もあります)

⑧ 解体

工事完了。現地確認し、工事代金を支払います。

⚠ 解体した建物は、滅失登記をしましょう

広告

空き家の解体工事ならおまかせください!

有限会社山本興業

茨城県知事許可(般-30)第26161号

〒311-2212 茨城県鹿嶋市角折1351-22

TEL0299-69-0437 FAX0299-69-7328

鹿嶋市補助金について

鹿嶋市既存ストック利活用補助金

老朽化した空き家を解体する場合、あるいは空き家を改修し他市町村から移住してくる場合に補助金を交付します。

●対象要件

解体	・事前判定によって不良住宅と認められた物件であること ・住宅の用として使用された物件であること
改修	・中古建築物を今後10年以上継続的に使用する目的で取得した者であること ・その中古建築物に移住するための改修工事であること

※補助申請時に解体・改修工事に着手している場合は補助対象になりません。

●補助額

解体・改修工事にかかった費用に要綱で定める割合を乗じた額(ただし、上限30万円)

鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金

ブロック塀等の倒壊による被害を防止することを目的として、危険なブロック塀等の除却工事を行う方に対し補助金を交付します。

●対象要件

道路面から最も高い部分の高さが80センチメートルを超えるもの建築基準法第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象となっていないこと

●補助額

- ・次に掲げる計算方法のうち当てはまるもので、最も低い額となるものが補助金額となります。
- 1. 危険ブロック塀等を全部除却する場合は、除却する部分の延長1mあたり10,000円を乗じた額
- 2. 危険ブロック塀等を全部除却する工事に要する費用の3分の2を乗じた金額
- 3. 危険ブロック塀等を一部除却する場合、除却する部分の延長1mあたり7,000円を乗じた額
- 4. 危険ブロック塀等を一部除却する工事に要する費用の3分の2を乗じた金額
- 5. 限度額10万円

木造住宅耐震改修工事等補助事業

市内に存在する新耐震基準(昭和56年5月31日)以前に建築された木造の戸建て住宅のうち耐震改修が必要と認められたものについて、改修工事に補助金を交付します。

●対象要件

- 以下のすべてにあてはまるもの
- ・市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建て住宅で、すでに耐震診断を受けており、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅であること
- ・交付決定を受けた後に耐震改修設計に着手し、定められた期日までに耐震改修工事が完了すること
- ・耐震改修工事後の上部構造評点が1.0以上となること

●補助額

耐震改修工事に要する費用の4/5に相当する額(限度額100万円)

●備考

- ・募集件数は1件(先着順)
- ・負担金1,000円で耐震診断士を派遣する制度(木造住宅耐震診断士派遣事業)もあります。詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

お問合せ

都市整備部 都市計画課
☎0299-82-2911
✉toshikei1@city.ibaraki-kashima.lg.jp



広告

総合建設業

- ◎基礎事業である土木・解体・産廃
- ◎計装・配管工事
- ◎重量物据付

株式会社 サクライ sakurai



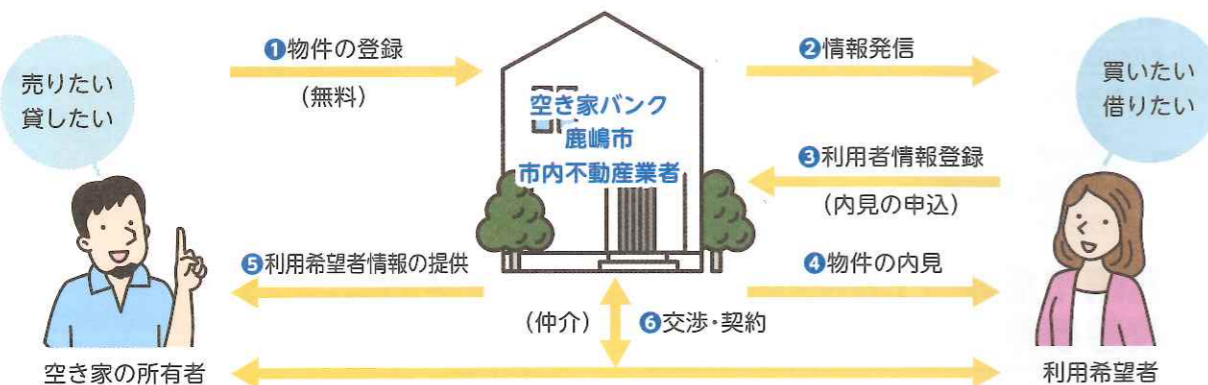
〒311-2221 茨城県鹿嶋市荒野1573番地353号

TEL:0299-69-6932 http://www.sakurai-llc.com

住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

空き家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は市のサイト等で掲載し、広く情報発信をします。



登録について

- ・登録費用 無料
- ※物件が成約した場合には、担当不動産業者に仲介手数料の支払いが生じます。
- ・登録には申請書等の提出が必要

登録するメリットは？

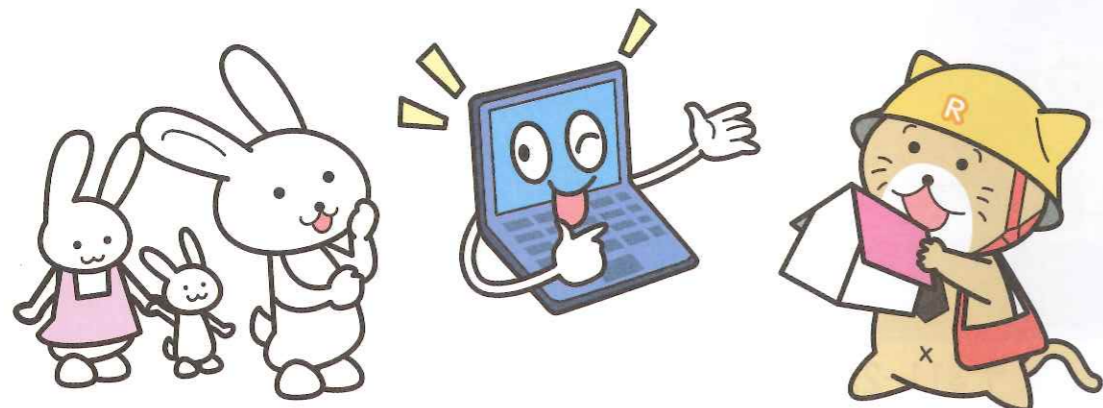
- ・購入や改修補助等が受けられます。
- ・インターネットで全国に発信

どのような家が登録できる？

- ・所有者が明らかな家
- ・住宅として使用していた家
- ・大規模な改修が不要な家

お問合せ

都市整備部 都市計画課
☎0299-82-2911 FAX 0299-82-4900 ✉toshikei1@city.ibaraki-kashima.lg.jp



鹿嶋市 (鹿行地区も可) の

空き家売却・査定は

でんなおと
「田直人不動産」におまかせください!

査定・ご相談は完全無料!

空き家の売却は、事前の方向性
決めが何よりも重要です。
買取と仲介の違いは？
リフォーム後に売却？
不用品処分はどうする？
相続時の名義変更？ etc...
まずは現状のままご相談下さい。

空き家のトータルサポート!

空き家売却に必要な手続きや
調査もトータルでサポートします。
相続後の手続きから売却まで
すべてお任せください!
お客様の負担を極力減らし空き家
を高価売却するためのお手伝いを
致します。

人と人とのつながりを大切にし高値売却を目指します

☎0299-95-9512

株式会社田直人不動産

営業時間:9:00~18:00
定休日:火曜日・水曜日
認可番号:茨城県知事(1)第7479号

メール



ホームページ



LINE



鹿嶋一筋40年 売買件数5612件、実績は信用です。

お任せ
下さい!

7大安心!

安心

1 買取専門

仲介手数料はかからず、早い現金化・早期に手続きが完了。
買取だからこそ、売主の瑕疵・契約不適合責任がなくて安心。

安心

2 現況渡しOK

物件に生じている瑕疵(雨漏れ・給湯器故障・壁のヒビ・はがれ等)に対する補修は一切不要です。

安心

3 出張OK

なかなか時間が取れない方、お車がない方、ご契約や
決済等、出張いたしますのでお気軽にご相談下さい。

安心

4 不用品処分

家具・家電・生活用品・ゴミ・お庭の片付け・草木など、
当社が全てお引き受けしますので、費用はかかりません。

安心

5 相談・手続き

相続の事、抵当権抹消、未登記家屋の場合など、専門の
司法書士・土地家屋調査士と連携しております。不安解
消、安心してご相談いただけます。

安心

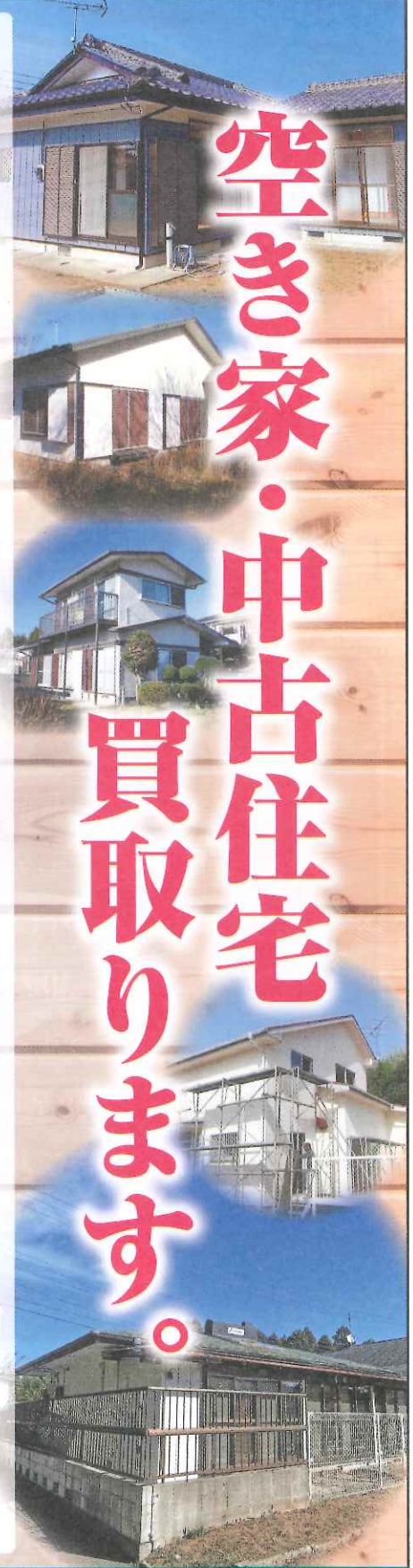
6 査定~売却まで安心

国家資格を持つ宅地建物取引士が査定から売却まで担当
します。不動産売買のプロ=お客様のコンシェルジュです。
安心してお任せください。

安心

7 40年の実績

鹿嶋一筋40年、総売買件数5612件、地域密着型ならではの
「かゆい所に手が届く」会社としてサポートします。



空き家・中古住宅

買取ります。



宮中グリーンホーム ☎ 0120-77-4170



年中無休 9:00~19:00 〒311-2215 茨城県鹿嶋市和818-12 代表 0299-69-3353 FAX 0299-69-5223
宅地建物取引業登録県知事(5)第5843号 宅地建物取引業登録県知事(1)第7372号 建設業許可県知事 般31第28569号